

「少年法等の一部を改正する法律案」に反対する決議

1 14歳未満の少年に対する少年院送致の保護処分を導入する等を内容とする「少年法等の一部を改正する法律案」は、各界の猛反対により審議入りすることなく、2005年8月の衆議院解散により廃案となった。しかし、2006年2月24日、全く同一の内容である「改正案」（以下「法案」という）が再び国会に上程された。

2 法案の内容は、多くの問題点を含むものである。まず第1に、法案は、14歳未満の触法少年に係る事件について警察による調査権限や新たに強制処分権限を認め、さらには少年院送致の保護処分までも認めるものである。このような法案は、その14歳未満という未成熟の故に安易な虚偽自白を生みだし、真相の解明をいっそう困難なものとし、また児童福祉的対応による「育て直し」が必要な年齢にある少年に、少年院送致という「ラベリング」効果とも相まって真の更生をより困難なものとする。法案は、子どもの複雑な生育歴などを十分に勘案していた従来の丁寧な福祉的対応を完全に放棄しているというほかない。

第2に、法案は、犯罪ですらない、ぐ犯少年についてまで警察による調査権限を認めている。しかし、これによって、極めて広範な子どもたちが、警察権力による無限定かつ継続的な監視下に置かれることとなり、その子どもたちに本当に必要とされる教育的・福祉的援助を後退化させ、問題をより深刻化させることとなる。

第3に、法案は、保護観察中の少年について、遵守事項違反を理由とする少年院送致等の保護処分決定を可能とする。しかし、これは「威嚇」による指導となり少年と保護観察官・保護司間の信頼関係構築による更生という途を失わせる。

第4に、法案は、国選付添人の選任対象事件を一定の重大事件に限定し、かつその要否の判断を裁判所の裁量に委ねること、少年が終局決定前に釈放された場合に国選付添人の選任の効力が失われることとして、国選付添人の選任につき限定を付している。このような規定は、被疑者国選弁護人制度とも相矛盾する。また、少年事件における付添人の業務の必要性は、観護措置取消・試験観察によって終局決定前に釈放された場合であっても変わることなく存在するものである。これを釈放によって終了させるという法案の態度は、付添人の業務を理解しないものというほかない。

3 法案は、年齢の下限を定めることなく14歳未満の少年に対する規定を導入しようとしていることから明かなように、少年の発達段階を無視して児童福祉的対応を放棄するものである。そればかりか、子どもたちを厳重な監視下に置き、少年院送致という「威嚇」による規律を生み出そうとするものである。これは、これまで我々弁護士や児童相談所などが、築き育て上げてきた少年の更生方法を全て根底から崩壊させるものというほかない。

自由法曹団は、このような子どもの成長発達を阻害し、真の更生を妨げる「少年法等の一部を改正する法律案」に断固反対することをここに決議する。

2006年5月22日
自由法曹団札幌研究討論集会